

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業給付の支給決定変更処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、交通調査員の業務に従事していた。

請求人によれば、同日帰宅途上において、C駅構内の階段を下っていたところ、階段を踏み外し、右足を負傷したという。

請求人は、同月〇日、Dクリニックに受診し「右下肢筋挫傷」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は通勤によるものであるとして、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日の期間に係る休業給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件傷病を通勤によるものであると認め、休業給付を支給したが、請求人の上記クリニックへの初診日が同年〇月〇日であることから、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの期間に係る休業給付を回収する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間に係る休業給付の請求に対し、一部を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の判断

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日、帰宅途上においてC駅の階段を踏み外し、右足を負傷したものの、直ちに医療機関に受診することなく、同月〇日に至って、Dクリニックに受診し、本件傷病と診断されたものである。

請求人は、同月〇日の本件通勤災害後、同月〇日に本件傷病と診断されるまでの状況について、平成〇年〇月〇日作成の請求人からの電話聴取書において、要旨、痛みはあったが様子を見ていたところ、何日経っても痛みが引かないので、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに受診した旨述べている。

(2) 労災保険法における休業給付は、決定書理由に説示のとおり、医師の指示に基づかない自己判断及び自己都合による休業については、医師の管理下による療養のための休業とは認められないものであるところ、請求人の場合、休業給付が認められる医師の管理下による療養を開始した日は、Dクリニックにおける初診日である平成〇年〇月〇日と認められ、これ以降の日について休業給付が認められることとなる。

したがって、請求人の平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間に係る休業給付の請求に対し、一部を支給しないとした監督署長の処分は妥当であると判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの期間に係る休業給付を回収する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。